

平成29年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成29年9月25日 午前10時00分 開会
午後 3時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 2番 内野悦子 14番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1	認第1号	平成28年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2	認第2号	平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	認第3号	平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について

- 日程第4 認第4号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第59号 市道の認定について
- 日程第12 議第60号 市道の変更について
- 日程第13 議第61号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第64号 財産の交換について
- 日程第15 議第62号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第63号 工事請負契約の締結について（剪定枝等破砕堆肥化施設整備工事）
- 日程第17 議第66号 平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 議第65号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第20 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第63号 工事請負契約の締結について（剪定枝等破砕堆肥化施設整備工事）

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、飯島企画部長より、9月7日の本会議における一般質問で、山本議員に対する答弁の数値を訂正したい旨の申し出がございましたので、発言を許可いたします。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。

9月7日、木曜日開催の本会議におきます山本議員の一般質問におきまして、平成28年11月の道の駅かつらぎオープン前後のコミュニティバスの運行状況について私より答弁いたしました。一部の数字に誤りがございましたので訂正させていただきます。

訂正部分は、道の駅オープン後の平成28年11月3日から平成29年6月30日までの1日当たり利用者でございます。お手元に正誤表を配付させていただいております。平成28年11月3日から平成29年6月30日までの日数につきまして、私の答弁におきまして●●日間と申し上げましたが、正確には232日間でございます。これによりまして、1日当たりの利用者数を次のとおり訂正させていただきます。

まず、環状線ルートでございますが、こちらが●●人から85.42人、ミニバスルートでございますが、こちら、●●人から47.22人、そして合計でございますが、●●人から132.63人にそれぞれ訂正させていただきます。

今後とも答弁におきましては、正確な数字を報告するよう十分な確認をまいります。

以上でございます。

西井議長 ただいま説明願いました発言内容の訂正につきましては、議長として許可いたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告をお願いいたします。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、ご報告をいたします。去る9月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、地域活性化「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは、現在の状況について、平成28年度の繰越事業である地域振興棟から西側の公園整備工事について、総合評価による一般競争入札を行った結果、施工業者が決定し、本年度末の完成を目指して事業を進めているところである。工事の内容としては、敷地内の造成や道路・排水施設等の整備、吹きつけ緑化を行うが、予算の関係上、花や植木などの植栽

はせず、法面保護のためクローバーの吹きつけを行うことになっているという説明がありました。

委員からは、植栽を行わないということであるが、今後、市民から景観上、花などを植えてほしいという要望があった場合の対応について、また工事に当たって、地下の浸透水を排水しないと法面がもたないのではないかと思うがどのように考えているのか伺いたいという問いがあり、敷地内には勾配が急なところもあり、まずは法面をしっかりと保護できるように工事を行っていきたい。今後の計画については、事業完了後の維持管理を指定管理者である株式会社道の駅かつらぎが行うことになっていることを踏まえながら、公園をどのように活用していくのかも含めて検討してまいりたい。また、本工事の入札に当たっては、湧水への対策方法も含めた総合評価により施工業者を決定しているので、湧水対策もしっかり行いながら工事を進めてまいりたいという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項であります。理事者から、事業の進捗状況として、現在、用地買収が完了している駅舎の東側部分の工事設計と並行して、県の河川課と東の川の河川協議を行いながら、11月ごろに工事発注できるよう準備を進めている。本年度末までに、駅舎の東側部分の工事が完了できるよう鋭意努力をしてまいりたい。また、未買収の用地については、残り3名の地権者の方々と引き続き交渉を行っているという説明がありました。

委員からは、地権者との交渉が進んでいない状況で、合併特例債の期限である平成31年度末までに事業を完結することができるのかという問いがありました。この事業については必ず完結させることをお約束するが、用地交渉が進展していないという状況を鑑みると、期限までの完結については難しい状況となっている。現在、最終交渉に向けて日程を調整しており、一刻も早く用地交渉について最終的な結論を出さなければならないと認識しているという答弁がありました。

続いて、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在の財政状況について、平成26年12月に作成した財政計画をベースに過去の決算額、また平成29年6月補正までの予算額の状況を踏まえて説明がありました。また、平成30年度以降、大幅な増減が見込まれる事業等について仮算定をした資料をもとに、今後の財政収支の見込みについても説明がありました。説明では、平成35年度までの財政シミュレーションの結果、厳しい結果が出ているが、基金が枯渇するような財政運営はあってはならないと考えるので、今後、市政運営において、後年度における事業の選別や執行年度、また事業規模等を含めた上で慎重に精査していかなければならないと考えているという内容でございました。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からはコミュニティバスの運行実績について、平成29年4月から6月における1日当たりの利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で139.4人となっており、平成28年度と比較して、1日当たりの利用者数は3.3人の増となっているという説明がありました。また、利用促進に向けた対策として、「ぐるっとかつらぎ」利用者特典キャンペーンの協力店に、9月の観光シーズンより、當麻寺や石光寺がご協力をいただいております。現在11店舗となっている。今後も協力店舗をふやしてい

き、観光客も含めた利用者の増加につなげていきたいと考えているという説明がありました。

委員からは、ミニバスについては保有している台数4台のうち、稼働させているのは3台で、残りの1台は予備車となっていると聞いているが、その理由は、また、今後のバス時刻表の改定時期はいつごろを予定しているのかという問いがあり、予備車については、毎月の定期点検の際や、事故により稼働できなくなった場合などに、運行ダイヤをストップさせないため1台を予備としている。時刻表の改定については、現在のコミュニティバスは平成31年3月31日までの契約となっているため、契約期限を1つの節目として改変等についても考えてまいりたいという答弁がありました。

なお、これら4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

西井議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、私から報告をいたします。去る9月5日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月12日午前10時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち本委員会の所管事項の調査案件であります新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要をご報告いたします。

理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでもございました。なお、本調査事項につきましては、委員会としては今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会からの調査報告といたします。

西井議長 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡決算特別委員長 それでは、ただいま議長からの許可をいただきましたので、ご報告いたします。去る9月5日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託をされました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、9月14日及び9月15日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。その結果をご報告いたします。

初めに、認第1号、平成28年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

本決算につきましては、歳出6款の内容の一部について、現在、住民監査請求が提出されており、また、理事者においても不適切な行為が疑われている内容について調査中であるということで、それぞれ監査結果、調査結果が出ていない状況であるため、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、葛城市国保の医療給付費の状況について伺いたいという問いに対し、国保財政全体に占める保険給付費の割合は減ってきており、医療費についても近年伸び率が落ちてきている。葛城市の平成28年度1人当たりの医療費は31万5,820円となっており、奈良県内市町村の中で1人当たりの医療費が低い方から3番目であるという答弁がありました。

また、特定健診の実施状況と県下で葛城市の医療費が低いことの要因について所見を伺いたい、このような問いに対し、平成28年度の特定健診の受診率は31.2%で、きめ細やかな受診勧奨等の実施により、前年度より1.1ポイント増加をしている。この結果が葛城市の医療費が低いことに関係していることを示す明確な資料はないが、さまざまな保健事業の実施により、市民の健康に対する意識が高まったこと、また、かかりつけ医の活用により、重症化の予防に努められたことが要因であると考えているという答弁がありました。

さらに、平成30年度から県単一化、県単位化による保険料率等の影響と今後の見通しについて伺いたいという問いに対し、県が責任を持って財政運営を担うために、県は市町村に求める事業費納付金の決定や標準保険料率の設定を行い、一方、市町村では、引き続き保険料の賦課徴収、資格管理、保健事業の実施などを行うこととなる。今後の日程については、平成29年10月ごろに標準保険料率の案が示され、平成30年1月ごろには最終決定される予定で、平成30年3月議会、または6月議会に条例改正をお願いすることとなっている。葛城市においては、被保険者の保険料が激変する可能性もあるため、引き続き県と連携して検討協議を重ねてまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、介護保険料の収納状況について、普通徴収の滞納繰越し分の調定額が平成27年度よりふえているが、それについてはどのように対応しているか伺いたいという問いに対し、介護保険料の滞納があった場合、まず滞納者に対し保険料の未納がある旨のお知らせ文書を送付し、納付を促すとともに、納付相談等を実施している。やむを得ない理由により滞納処分を執行停止し、その後において納付もなく納付義務を消滅した場合については、未納期間に応じて介護サービスを給付制限する措置をとっている。しかし、期間中に分納の相談を受けた滞納者については、不納欠損処分を保留し、順次納付していただけるよう分納誓約をいただいている。なお、滞納繰越し分に対する収納率は、平成27年度が12.6%に対し、平成28年度は16%に上昇しているという答弁がありました。

また、任意事業として食の自立支援事業に係る経費533万8,730円が計上されているが、その内容について伺いたいという問いに対し、高齢者に対して市が委託している民間業者が安

否認を兼ねて自宅にお弁当を配達する事業で、利用者に直接手渡しができなかった場合は地域包括支援センターに連絡していただくことになっている。1食当たりの市の助成額が370円、利用者の負担額が330円となっており、平成28年度の配食数は1万4,429食で、533万8,730円の実績となっているという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第4号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第5号、平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はございましたが、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第6号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第7号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第8号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成28年度までの後期高齢者被保険者数の推移、保険料を普通徴収されている被保険者数及び滞納者数について、また、滞納による短期被保険者証の発行数はどのようになっているのかという問いに対し、被保険者数の年間の推移は、平成26年度が109人の増、平成27年度が180人の増、平成28年度が247人の増と毎年増加をしている。平成28年度の普通徴収されている被保険者数は1,013人で、全体の23.1%、滞納者数は平成29年6月1日現在で42名であり、前年度より10人減少している。また、滞納による短期被保険者証の発行者数は、平成28年度は27人であり、資格証の発行は行っていないという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

最後に、認第10号、平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、会計基準の改正により、新たな勘定科目の長期前受金戻入金が増加され給水原価の算定方法が変わったが、従来の算定方法で計算すると経営収支は赤字になると推測され

るが実態はどうなっているのかという問いに対し、経理上では会計制度の見直しもあり黒字ではあるが、現金収支のみに着目すると、給水収益がシャープの経営状況に伴い劇的に減少した結果、水道事業の収支も徐々に悪化をしており、この5年間では、年間2,000万円から7,000万円の内部留保資金の減少となっている。しかし、会計システムの共同化や、その他の広域化、繰上償還等、経費の削減で支出を減らしており、平成28年度決算では償還金が9,405万円であるが、元金償還が平成35年までに4,875万円減少するため、今後急激に内部留保資金が減少する見込みはないと考えている。また、来年度には、新水道ビジョンを策定し、今後の方策を決定する計画策定を実施する予定であり、この計画の中で施設の更新計画、必要であればそれに附随する料金改定等の検討をするが、現在の財政状況を見ると、時間的な余裕はあると考えている。現在、県内においても、水道事業の広域化が進行しており、葛城市の水道事業にとって有利なものについては積極的に計画に参加し、より最適な経営方針を探っていききたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えます。

また、最後でございますが、継続審査となった平成28年度一般会計決算の審査でございますが、歳出1款議会費より歳入全般に至るまで慎重に審査し、多くの意見、議論があり、長時間にわたり質疑がありましたことを報告させていただきます。理事者におきましては、継続審査として決定したことを踏まえ、早急に監査結果、調査結果の全容解明に取り組み、一日も早く会議の再審査を開会できるようご尽力を願いたい。以上のことを申し添えまして、決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

日程第1、認第1号議案につきましては、決算特別委員長より閉会中の継続審査の申し出が出ております。本件を決算特別委員長から申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

15番、白石君。

白石議員 ただいま議長から、平成28年度葛城市一般会計決算の認定について継続審査をするということの提案がございました。私は議会として、この案件についてきちっとした採決をとるべきだと考えます。ご承知のように、議会の果たすべき役割の第一は、行政をチェックし監督することです。このことは葛城市の議会基本条例でも明記されていることでもあります。議会は議決権に基づいて、議員に与えられた表決権を行使して、意思を明確にすることが求

められていますし、それが職責でございます。私は本認定について採決を求め、所管の常任委員会において調査を行う、あるいは、100条に基づく特別委員会を設置して調査すべきだと考えます。議会の役割を果たさず、行政の調査あるいは監査委員の調査に委ねることは、問題を先送りすることであります。到底認めることはできません。意見を述べておきたいと、このように思います。

以上です。

西井議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件を決算特別委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、認第1号議案は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第2号の平成28年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは中小商工業者や農業者等の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれない状況を広げる結果となっています。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成29年8月17日時点の葛城市の国保加入世帯5,530世帯の所得調べでは、所得200万円以下の世帯は4,451世帯で、加入世帯の80.4%、8割を占めています。さらにその内訳をしてみると、所得ゼロの世帯が1,702世帯で30.7%、所得50万円未満の世帯が695世帯で12.5%、所得100万円未満の世帯が745世帯で13.4%、所得150万円未満の世帯が776世帯で14%となっています。所得ゼロの世帯が1,702世帯、加入世帯の30.7%、実に3割を占めているのであります。さらに、その所得ゼロの世帯1,702世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が646世帯あります。所得ゼロ世帯の37.9%、加入世帯の11.6%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況になっています。

このように所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入が少なくても、ゼロでも、均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税をされ、個人市民税や固定資産税など他の税金と比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。

国保税の平成28年度の現年度分の収納率は94.3%と、個人住民税の収納率98.89%を4.59ポイントも下回っています。支払い能力を超える国保税に、払いたくても払えない市民被保

険者が増加し、滞納世帯は924世帯、そのうち現年度分が575世帯、滞納繰越分で690世帯となっています。加入世帯の16.7%に上っているのです。均等割を2割、5割、7割軽減する法定減額を受けている世帯は3,110世帯、加入世帯の58.1%と6割近い世帯が法定減額の対象になっているのです。国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯が42世帯、さらに市役所で保管されている保険証は86世帯ございます。そのうち、納付相談中が51件で、居所不明が35件となっています。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は、加入者に早急に届ける手だてをとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する所得基準の引き下げや単身世帯への適用の拡大など、均等割や平等割を軽減する法定減免制度の拡充により、減免措置が実施されてまいりました。一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価などによる滞納処分の強化により増収を図るとともに、合併後の平成17年度から毎年不納欠損処分を行い、この10年間で2億5,000万円の欠損処分を実施するなど、3億5,500万円を超えていた滞納繰越額を1億7,865万円にまで減らしてまいりました。しかし、現年度分の収納率が低迷をする中で、毎年4,000万円程度の収入未済額が新たにふえてまいりますので、根本的な解決になっていないのであります。

法定減免制度の対象の拡大、申請減免制度の充実を図り、払える国保税に改善をして、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ収入ゼロや低所得の世帯等に対して、市が定めている申請減免制度の見直しが急務であります。具体的な規定を明記し、充実を図るべきであります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、「市長は、各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる」とした減免規定を定めています。第23条の第2号は「当該年度中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者」、また第3号では、「前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者」を減免の対象とすることを規定しています。肝心なことは、この減免規定の適用基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直して、これに準ずると認める者や特別の事情ある者の内容をはっきりと規定をして、減免の適用範囲や割合等を明確にすることでございます。

減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、この具体的な減免の対象の割合を定めた第3条には、これに準ずると認める者については同条第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減、または免除の割合を規定する項目の欄が空欄になっているわけでございます。さらに、第5号の前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者の適用範囲は、納税義務者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除すると記載があるだけで、その他については定めがないのであります。取扱基準の減免の割合、第3条第3号を見直し、減免の範囲、第2条第3号に明記されているこれに準ずると認める者については、例えば、前年度より所得が50%以上減少

した場合、あるいは生活保護基準の1.3倍とするなど、具体的な適用基準を明示すること、また、第3条第5号の減免の割合のその他特別の事情がある者についても見直しを行い、例えば、児童扶養手当支給世帯や心身障がい者世帯等を対象とするなど、適用の範囲を明確にして申請減免制度の拡充を図るべきであります。

国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できることであります。葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成27年度は31万3,609円と、県下39市町村のうち37番目となっています。平成28年度の速報値では31万5,820万円となっています。平成19年、平成20年、平成21年度の3年間は、県下で一番低い医療費でございました。市民、被保険者の皆様の健康や予防、医療に対する高い関心や協力、健康推進委員さんを初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって国保財政が何とか支えられているのでございます。

合併時のサービスは高く、負担は低くの約束が平成18年度以降は基本的に守られてまいりました。平成28年度においても、一般会計から1億2,700万円の法定外繰入れが実施され財源不足を補っております。市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化をし、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を、総医療費の45%から医療給付費の50%に改定をされ、総医療費に占める国庫負担は38.5%に軽減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担の割合は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年度には25%となっているのであります。その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁したことが最大の原因なのでございます。

国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や都道府県単位に一本化をする広域化等に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻して、責任を果たすべきことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきだと考えます。

一般会計からの繰入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し発行を抑えるなど評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

以上、討論を終わります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算について、歳入においては毎年度保険税収入が減少する中で、収納率は94.3%と前年度を上回った決算となっています。歳出では高い伸び率で推移してきた保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等医療費関係の経費により厳しい財政状況が続いておりますが、本年度も一般会計繰入金金の財源補てんを受けることにより黒字決算となっています。このような決算の中で、被保険者の健康の保持・増進を図るため、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、出前健診、重症化予防の取り組み、きめ細かな受

診勧奨など、継続的な保健事業の推進により特定健康診査、特定保健指導の受診率が年々向上し、被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果として1人当たりの医療費におきましては、県内では毎年度低い数値を保つことにつながっていることに対して一定の評価をさせていただきます。

国民健康保険は住民の皆さんにとって、大切なかけがえのない制度です。必要とする医療を安心して受けることができるよう、安定的で継続可能な制度運営のため、今後も引き続き医療費適正化等により歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第3号の平成28年度介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度の介護保険特別会計の決算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の2年目の決算であります。第6期事業計画において、第1号被保険者の介護保険料の基準月額、持続可能な制度設計のために保険料を算出するとの方針に基づき、4,100円から24.4%、900円値上げされました。5,000円とされたところでございます。保険料の負担増は円安による物価の上昇や消費税の増税、年金収入が減少している中で、高齢者の生活に大きな負担を与えているのでございます。

第1号被保険者9,905人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は、年金から有無も言わず天引きをされております。それ以下の収入の被保険者1,446人は、市が徴収をする普通徴収とされています。この収入の少ない普通徴収保険料の収納率は、平成28年度決算では90.28%、平成27年度より0.06ポイント低下しています。平成25年度が90.8%、平成24年度は91.8%と低迷が続く中で、毎年2,000万円程度の収入未済額が出てまいります。本年も195万円の不納欠損処分を行い、平成20年度から合計4,500万円余りの不納欠損処分をしてまいりましたが、滞納繰越額は2,000万円とふえているわけがあります。低迷する収納率や滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。市は独自の保険料や利用料の減免制度を早急に整備すべきであります。このまま

では際限なく保険料が上げられることとなります。増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になることは目に見えています。被保険者の介護保険料の支払いの困難による介護保険財政の破綻は必至であり、政府が掲げる持続可能な保険制度のスローガンとは全く逆の事態に陥ることは免れません。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかもこの25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をする調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げるべきであります。

連立政権を組む自民・公明党も、消費税増税前には介護保険の国庫負担割合を10%引き上げると主張をしていました。今こそ介護保険制度の根本矛盾の解決のために、国庫負担割合を10%引き上げるべきであります。第6期計画では国の制度改正に合わせて、介護保険制度を後退させる重大な改悪が盛り込まれました。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限られることになったことでもあります。特養の定員が満杯で入所できない葛城市の待機者は、平成28年8月の時点で130人でした。そのうち要介護1、2の人は34人でした。この34人の方は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることになったのであります。公的保険で介護を受けられる人を限定するなど、とんでもない話であります。その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所していた場合に、食事や居住費の負担を軽減する、補足給付を縮小したことによって9の方が打ち切られているのであります。貧困な入居者や待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退すること自体重大な逆行であります。

さらに、所得160万円以上の被保険者、利用者から2割の利用料の負担が導入をされ、115人の方が2割負担になりました。これらの層の方々は高齢者全体の20%を占めています。医療費の窓口負担増や年金の削減と相まって、必要な介護サービスの抑制を引き起こすことは必至であります。その上に、平成26年6月に成立をした医療介護総合確保推進法による、要支援者の訪問介護と通所介護を保険給付から外して、市町村主体である地域支援事業、介護予防日常生活支援事業が平成29年度から実施されていることでもあります。多くの高齢者を介護サービスの対象から除外をし、ボランティアなどによる安上がりのサービスで、要介護者への介護給付費を後期高齢者の人口の伸びである3~4%に抑え込もうとしているのであります。地方自治体をサービスの切り捨て、給付削減に駆り立て、介護難民問題を一層深刻化し、高齢者と家族の負担と不安を増すばかりであります。新総合事業は中止すべきであります。これまで国が盛んに言っていた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことをみずから証明しているのではないのでしょうか。

65歳以上の高齢者の人口は、過去最高の3,190万人となり、高齢化率は25.1%と過去最高を更新しています。これから団塊世代が急激にふえ、平成37年には高齢社会のピークを迎えます。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホーム等の増床、夜間対応型訪問介護サービスや小規

模多機能型居宅介護サービスなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。公的介護保険は抑制ではなく充実こそ必要です。日本社会の病理が進行し、虐待や貧困など処遇困難な高齢者が急増する今こそ、自治体の老人福祉や保健公衆衛生等の連携、再構築が急務であります。葛城市の責任でサービス基盤の整備、充実を図るべきであります。

以上、討論を終わります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

1 番、山本君。

山本議員 認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、第6期事業計画の計画値と比較すると、保険給付費においてはほぼ計画どおりの決算になっており、介護予防対策など地域支援事業の取り組みが定着してきたことなど、介護保険事業の健全な運営に努力されたことには一定の評価をするものであります。

また、平成28年度決算における介護給付費準備基金の決算年度末の現在額は3,433万円で、今回の補正予算により1,150万円を積み立てられたことにより、基金残高は4,583万円まで持ち直しておりますが、平成29年度の当初予算では基金を1,350万円取り崩して行う計画となっております。今後においては、介護給付費が計画値より大幅に上回ることはないよう、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営に留意しながら、今後ますます高齢者人口がふえ、要介護認定者もふえていく中において、介護サービスを必要とする方はもちろん、そういった方々を支える家族への支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定されました。
日程第5、認第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第5号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定されました。
日程第6、認第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第6号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定されました。
日程第7、認第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第7号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定されました。
日程第8、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第8号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定されました。

日程第9、認第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第9号の平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

平成28年度は2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.57%から0.35%引き上げられ、8.92%に、均等割は4万4,700円から100円引き上げられ4万4,800円となり、平均年間保険料は7万1,904円、値上げ額は350円、0.49%の負担増となりました。

後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定をされ、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年の制度導入時の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には6万9,961円と2年ごとに引き上げられ、このたびの平成28年度の見直しで、平均年間保険料は7万1,904円となり、導入時から11.3%、8,508円引き上げられたのであります。厚労省は9年後の平成37年には、後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になると試算をしています。消費税の増税や年金が毎年引き下げられ、厳しい生活が余儀なくされている高齢者の暮らしに、際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

平成28年度決算では、被保険者のうち収入が月額1万5,000円未満の方々を対象となる普通徴収者が1,013人、被保険者の23%おられます。この普通徴収者の保険料の滞納者は42人となり、6カ月以上の滞納者に発行している6カ月短期保険証の発行は、前年度より9人ふえて27件となっています。払いたくても払えない高齢者がふえています。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免する制度をつくるなど、高齢者が安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は保険料が払えず1年以上滞納をすると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げは法律で禁止されていました。これが、老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのでございます。こんな制度では、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証発行制度は直ちに廃止すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減す

るために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、この制度が創設されて9年目となります。これまでに保険料の軽減措置、納付方法の見直しなど、さまざまな改革が行われてきたことにより着実に制度が定着しつつある中、歳入におきましては、2年ごとに見直される保険料の初年度に当たるため、前年度より10.1%増となっておりますが、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.4%と、前年度と同様に高い率が保たれております。

一方、歳出では、保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の約99%を占め、前年度と比較して8.2%の増となっております。このような状況にあって、保健事業の推進、医療費適正化事業により、葛城市における健康診査の受診率は前年度より0.53ポイント上昇し、17%となっていることについては、一定の評価をさせていただきたいと思っております。

高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、県並びに広域連合との連携を密にして健全な財政運営に努め、円滑な事業運営を行っていただき、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを切に要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

西井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井議長 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第11、議第59号から日程第14、議第64号まで4議案を一括議題といたします。

本4議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をされております議第59号、議第60号、議第61号及び議第64号の4議案につきまして、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第59号、市道の認定について及び議第60号、市道の変更についてであります。

若干の質疑はありましたが、いずれも討論がなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第61号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第64号、財産の交換についてであります。

質疑では、今回の土地交換に要する測量や、登記などの事務手続の費用負担について伺いたいという問いに対し、今回の場合は相手方からの申し出によるものなので、全て相手方の負担で市の費用負担はありませんという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、葛城市が事業を行うときに、財産の交換等が必要になった場合の費用負担についての考え方はという問いに対し、その場合は葛城市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づいて手続を進めていくことになるという答弁がありました。

また、今回の財産の交換により、不整形地である市有地が整形地となり有益なものとなると考えるが、今後の市有地の活用方法はどのようなことを想定しているのかという問いに対し、この市有地は、現在、地元新庄区に貸している状況で、今後も適切な管理をしていただいで有効に使用していただけるものと考えているという答弁がありました。

賛成の討論があつて、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第59号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第59号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第60号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第60号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第61号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第61号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第64号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第64号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第15、議第62号から日程第17、議第66号までの3議案を一括議案といたします。

本3議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査結果を委員長に求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第62号、議第63号及び議第66号の3議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第62号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、どのような理由で質問検査権の対象者を広げられたのか、それを伺いたいという問いに対し、マイナンバー制度が導入されたことによって、情報提供ネットワークを通じて、被保険者などのマイナンバーから地方税関係状況の紹介などを可能とするため、質問検査権の根拠法令である介護保険法が改正されたことを受け、本条例においても、文言の改正を行うものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第63号、工事請負契約の締結について（剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事）であります。

質疑では、堆肥化施設整備を実施するに至った現在までの経緯について伺いたいという問いに対し、堆肥化施設については、新庄クリーンセンター解体後の跡地をどのように活用するか、平成22年ごろから当時の地元区長を初め、区民と協議した結果、堆肥化施設設置を地元大字から要望されたため、市全体の廃棄物処理計画の一環として整備を進めてきたものである。施設の設置に当たっては、地元大字の役員の方々と葛城市が建設しようとしている同じようなコンポストの施設見学も行い、区民の方に更なる理解を得るために、堆肥化施設建設に伴う大字説明会を実施したところであるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、施設設置について賛成、反対などさまざまな意見が地元大字にあるが、合意形成についてはどのように考えているかという問いに対し、堆肥化施設は市全体の剪定枝、野菜、残渣等を利用したごみの減量化を目指す施設であり、地元大字の要望から始まり現在に至っている。市としては、国などから補助金をいただき、地元大字に定期的に施設設置の意思確認をしながら、着実に事業を遂行してきた。このことから、現段階では計画が変更となれば、市の財政運営全体に影響することが考えられる。そのため、工事が計画どおりに完成できるように、着工までに可能な限り地元の合意形成をいただけるよう努力してまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号、平成29年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、介護給付費準備基金積立金の現在高及び償還金の内訳はという問いに対し、平成28年度決算における介護給付費準備基金積立金の決算年度末の現在高は3,433万円で、今回の補正により、1,150万円を積み立てることにより現在高は4,583万円となるが、平成29年度の基金残高は2,690万円を想定している。また、償還金の内訳は、国庫返還金の732万円、県費返還金447万円、支払基金交付金867万円であるという答弁がありました。

さらに、委員からは、歳出の介護予防支援事業費のサービス計画作成委託料の増額の理由はという問いに対し、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントを行う事業所としての事業に相当する業務を委託するものである。当初予算では、平成29年度から始まる介護予防日常生活支援総合事業を可能な限り直営事業に対応する予定であったが、地域包括支援センターの人手不足を解消するために、昨年同様、業務委託を実施し、本年度の受給者の伸び率分を加えた額を今回の補正予算で要求させていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員からはたくさんの質疑がなされまして、数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第15、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

(「議長、動議」の声あり)

西井議長 7番、朝岡君。

朝岡議員 次に上程になります議第63号、工事請負契約の締結について（剪定枝等破碎堆肥化施設整備工事）の厚生文教常任委員会への再審査をすることの再付託を提案する動議を提出いたします。

提出する理由は、先ほど厚生文教常任委員会の委員長より同付議事件に対する9月12日開催の委員会審査の報告があり、可決までの内容が報告をされました。委員会終了後の9月23日、葛城市会議長のもとに、同施設建設地元地区の大宇笛堂榎原区長、同地区住民である笛堂野菜研究会代表者吉川氏より、同建設事業に対する地元要望の取り下げ願いが提出をされました。委員会質疑・答弁では、この事業、施設整備は地元の同意形成に十分に努力をした上で工事を推進していくという議論であったと思われませんが、このような取り下げ願いが提出されたことで、今日までに至る理事者、所管の当局、地元との協議がどのような背景で、

また経過で進まれてきたのか、大変疑義を生じるところであります。委員会での議論、採決に対して、異論を唱えるつもりはなかったわけですが、地元からの事業の取り下げ願いが提出をされている以上、再度この件をご配慮いただいて、会議規則第46条の規定により、委員会での再審査をお願いしたく、再付託の動議を提出するものでございます。

ぜひ、議員各位にはご賛同を賜りたく、議長のご判断をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(「賛成」の声あり)

西井議長 ただいま本議案を厚生文教常任委員会に再付託されることを求める動議が提出され、賛成者がありましたので、この動議は成立いたしました。

よって、動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

本動議のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号議案については、厚生文教常任委員会に再付託することを求める動議は可決されました。

議長において、日程第19の後に、厚生文教常任委員会で再度諮ってもらいたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

日程第17、議第66議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議第65号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 ただいま上程をいただいております議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、土木費の国鉄・坊城線整備事業費において、現在の事業用地の買収交渉の状況について、また、架道橋の建設予定時期の見通しについて伺いたいという問いに対し、用地交渉の状況については、まず架道橋周辺及び架道橋より西側、国道24号線までの地権者から

交渉を始めており、架道橋より東側の地権者については、まだ直接お話ができていない方もおられるのが現状である。架道橋仮設工事の完成の見通しについては平成32年3月末を予定しており、現在JRが本格的に工事をされてきているが、工事の進捗状況により工期の延長の可能性もある。今後、JRと協議し、詳細な工期日程等が決まれば改めて報告をするという答弁がありました。

また、歳入の土木費、国庫支出金、国鉄・坊城線整備事業補助金の増額、社会資本道路改良交付金事業補助金及び尺土駅前周辺整備補助金の減額について、また、諸収入の過年度収入の内容について伺いたいという問いに対し、それぞれの国庫補助事業や交付金事業において複数の工事を1つの事業としてパッケージ化されており、その工事ごとに事業採択の状況により、補助金に増減が生じる仕組みとなっている。今回、社会資本道路改良交付金や尺土駅前周辺整備事業補助金が減額となった理由については、補助金の内示割れによるものである。また、国鉄・坊城線整備事業については数件の事業要望が新たに採択されたため、増額となった。

過年度収入については、平成28年度に発注した葛城川東側線道路改良工事に伴い、申請をした社会資本道路改良交付金事業補助金の請求後に前払い金額の支払いがあったため、1,164万3,000円を追加するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも多くの委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されましたことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

西井議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第65号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、いきいきセンター管理運営費の修繕料の内容及び小学校費と中学校費でそれぞれ計上されている修繕料の内容について伺いたいという問いに対し、いきいきセンターの修繕料については、設備の老朽化に伴う突発的な修繕が発生し、今後の修繕箇所などを試算した結果、予算に53万9,000円の不足が見込まれるため、増額補正させていただいた。小学校費の修繕料75万円については、當麻小学校の職員トイレの汚水配管のつまりがたびたび発生し、調査した結果、下水道本管までの配管につまりが生じていることが判明していたため、これを改修する費用である。また、中学校費の修繕料90万円については、白鳳中学校の多目的トイレの配水管のつまりなどの改修費であるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、いきいきセンターについては施設の老朽化が進む中、修繕費用も増加しているように見受けられる。今後、抜本的な対策も求められると思われる

が、今後の計画について伺いたい。また、小・中学校のトイレの洋式化について今後の計画はという問いがあり、いきいきセンターについては建築以降、老朽化が進んでおり、修繕費のコストが高くなってきている。保育所や幼稚園などの子どもたちがかかわる施設の耐震化を優先してきた結果、いきいきセンターについては耐震診断が完了していない現状となっており、ほかの老朽化している施設も含め、ファシリティマネジメントの観点からも総合的に判断して、今後の計画を考えていかなければならない。

また、小・中学校のトイレの洋式化については、これまでの大規模改造工事に伴い改修を進めてきたところであるが、今後においても補助金の獲得等を考えながら、随時、改修を進めていきたいという答弁がありました。

また、児童館費の測量設計委託料1,360万円の内容はという問いに対し、磐城小学校区学童保育所については、現在、磐城小学校附属幼稚園の空き教室で実施しているが、幼稚園の木造校舎を建替えることになったことを受け、まずは新たに磐城学童保育所を建築することになり、平成28年度に実施した基本設計をもとに、磐城児童館や旧當麻給食センターの敷地も一体的に利用して、より有効な活用ができるよう造成設計業務、開発協議に関する費用も含めての設計業務委託料であるという答弁がありました。

さらに委員からは、磐城小学校附属幼稚園の建替えも含めた一体的な周辺整備の事業計画について伺いたいという問いがあり、磐城学童保育所が完成した後に、磐城小学校附属幼稚園を建替える予定であり、保健福祉部と教育委員会が連携して計画の検討をしている。子どもたちにいち早く安心安全な環境をとの思いの中、まず学童保育所の建替えをさせていただくが、それと並行してできるだけ早い時期に幼稚園の建替えも含めた全体的な計画もお示しさせていただきたいと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えさせていただきます。厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時58分

西井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について欠員が生じたため、1名を選出することになりますが、2名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての市議会において選挙が行われることになったものでございます。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

西井議長 ただいまの出席議員は14名であります。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、1番、山本英樹君及び15番、白石栄一君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしく願いいたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投票用紙配付)

西井議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

西井議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

西井議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記

載してください。白票は無効といたします。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

西井議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

西井議長 開票を行います。

1番、山本英樹君及び15番、白石栄一君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

西井議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票14票、無効投票零票であります。有効投票中、北良晃君13票、白川健太郎君1票、以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後3時20分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第63号議案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第63号議案を議題といたします。

本議案は、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま議題となっております議第63号、工事請負契約の締結について(剪定枝等破砕堆肥化施設整備工事)につきまして、先ほどの本会議において再付託されましたので、本会議休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

本議案につきましては、施設建設に伴う地元との合意形成がされておらず、合意形成に至るまでの協議をする時間を要すると判断したため、継続審査とすることに決定いたしました。以上、当委員会の報告といたします。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。ここでお諮りいたします。

追加日程第1、議第63号議案につきまして、厚生文教常任委員長より、閉会中の継続審査の申し出が出ております。本件の厚生文教常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号議案は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第20、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆さん方に一言御礼を申し上げます。定例会といたしましては、本定例会が我々の任期最後の定例会でございましたが、5日の開会以来、議員の皆さん方には、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

皆様方には市議会議員として、市民の多様なニーズとその付託に応えるべく議員活動に精進され、葛城市の発展のためにご尽力いただきましたことに対して、深甚なる敬意を表すものでございます。また、今限りでご勇退されます議員におかれましては、まことに心残りの感がいたしますが、きょうまでの葛城市の発展に尽くされたご功績に対しましては、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

顧みますと、昨年12月定例会において、議員各位のご推挙をいただき議会議長の要職につき、約1年間、浅学非才で微力な私ではございますが、市政の発展と円滑な議会運営にひた

すら努めてまいりました。本年6月定例会では、議会基本条例の制定、また9月の定例会から議会インターネットライブ中継の実施など、葛城市議会にとって歴史的な一歩となる議会改革を続けてまいりました。幸いにも、皆さん方のご支援、ご協力を賜り、本日まで大過なく職責を全うすることができました。心から感謝するとともに、厚く御礼を申し上げます。

最後に、各執行機関におかれましては、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめ、本市の発展のため活躍いただくことを切にお願いし、私の閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に際しまして、皆様方に一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会されました平成29年第3回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終了し閉会を迎える運びとなりました。本9月議会定例会より、本議会の様子、各委員会の様子がインターネットライブ中継をされることになりました。開かれた議会を目指された、そして開かれた市政を目指した第一歩であります。ごらんいただきました市民の皆様方には、心から感謝を申し上げたいと思います。

提案させていただきました議案につきまして、皆様には慎重なるご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様方より頂戴いたしました大変貴重なご意見を参考に、今後の市政運営に当たってまいり所存でございます。なお、議員各位におかれましては、このたびの議会が任期最後の定例会となったところでございますが、これまで葛城市発展のためにご尽力をいただきましたこと、ご功績に対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、このたびの任期をもちましてご勇退をなされる議員におかれましては、長きにわたり本当にご苦労さまでございました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

西井議長 以上で平成29年度第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 西 井 覚

議 会 副 議 長 増 田 順 弘

署 名 議 員 内 野 悦 子

署 名 議 員 西 川 弥三郎